|  |  |
| --- | --- |
| 八尾市民生委員・児童委員推薦要領　新旧対照表 | |
| 改　正　案 | 現　行 |
| 八尾市民生委員・児童委員推薦要領  第２　民生委員・児童委員の選任  ２　適格要件  　　　民生委員・児童委員の適格要件については民生委員法（昭和２３年法律第１９８号。以下「法」という。）第６条に規定されているが、法第１条、第２条、第１１条、第１４条、第１５条及び第１６条の規定の趣旨を考慮すると、概ね次のとおりである。  　（１）民生委員・児童委員としての適格者  ア～イ　略  ウ　八尾市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、原則として担当予定地域に居住しており、地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。ただし、担当予定地域に適任者がいない場合に限り、近隣地域（担当予定地域が含まれる地区委員会の範囲内に限る）に居住する者、または、担当予定地域に店舗を構えている等により、民生委員・児童委員活動が可能であると認められる者を推薦することができる。なお、例外については厳格な運用とすることとし、理由書（様式第６の３号）を提出すること。    エ～オ　略 | 八尾市民生委員・児童委員推薦要領  第２　民生委員・児童委員の選任  ２　適格要件  　　　民生委員・児童委員の適格要件については民生委員法（昭和２３年法律第１９８号。以下「法」という。）第６条に規定されているが、法第１条、第２条、第１１条、第１４条、第１５条及び第１６条の規定の趣旨を考慮すると、概ね次のとおりである。  　（１）民生委員・児童委員としての適格者  ア～イ　略  ウ　八尾市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、原則として担当予定地域に居住しており、地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。ただし、担当予定地域に適任者がいない場合に限り、近隣地域（担当予定地域が含まれる地区委員会の範囲内に限る）に居住する者を推薦することができる。なお、例外については厳格な運用とすることとし、理由書（様式第６の３号）を提出すること。    エ～オ　略 |